

おかやましがいこくじんしみんかいぎ
岡山市外国人市民会議

だい き
(第 7 期)

てい げん しょ
提 言 書

Okayama Foreign Residents Council (The 7th Term) Proposals

岡山市外国人市民会议(第7期) 建议书

岡山市外國人市民會議(第7期) 建議書

Hội nghị công dân nước ngoài tại thành phố Okayama (Kỳ thứ 7) Bản đề xuất

오카야마시 외국인 시민회의(제 7 기) 제언서

2025^{ねん}年^{がつ}1月

もく じ 目 次

- 1 ていげん しゆし 提言の趣旨 1 ページ
- 2 おかやましがいこくじんしんかいぎいん 岡山市外国人市民会議委員 2 ページ
- 3 おかやまし ていげん 岡山市への提言 3 ページ
- 4 おかやましがいこくじんしんかいぎ しんぎ 岡山市外国人市民会議における審議
 - (1) たぶんかきょうせい かんきょう やさしい多文化共生の環境づくり 8 ページ
 - (2) せんもんてき そうだん じょうほうていきょう 専門的な相談についての情報提供 10 ページ
 - (3) りゅうがくせい しゅうしょくしえん 留学生の就職支援 12 ページ
- 5 しりょう 資料
 - (1) かいぎ にってい 会議の日程 13 ページ
 - (2) おかやまし がいこくじんしん かず 岡山市における外国人市民の数 14 ページ
 - (3) おかやましがいこくじんしんかいぎせっちじょうれい 岡山市外国人市民会議設置条例 15 ページ

1 ていげん しゅし 提言の趣旨

おかやまし がいこくじん し みんかい ぎ ねん がつ ほつそく ち いきしゃかい こうせいいん
岡山市外国人市民会議は、2005年2月に発足し、地域社会の構成員で
あるがいこくじん し みん かつどう すいしん
ある外国人市民にとって、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを推進する
ため、がいこくじん し みん だいひょう たち ぼ いけん か
ため、外国人市民を代表する立場から意見を交わしてまいりました。

きめ むか おかやましがいこくじんし みんかい ぎ ねん がつ ねん
7期目を迎えた岡山市外国人市民会議は2023年1月から2025年1
がつ ねんかんかいさい がいこくじんし みん く おかやまし まち
月までの2年間開催し、外国人市民が暮らしやすい岡山市とはどのような街
なのか、そのためにはどのような課題が解消されるべきか、ということから
はな あ
話し合いをはじめました。

はな あ で おお かだい たよう ぶんか ちかん せんちよう まち
話し合いで出た多くの課題は、多様な文化や価値観が尊重される街となっ
てほしい、せんもんてき そうだん ばしょ つうやく じょうほう
てほしい、専門的な相談をする場所やそのための通訳についての情報が
がいこくじんし みん とど おかやま しゅうしょく りゅうがくせい しない
外国人市民に届くようになってほしい、岡山で就職したい留学生が市内で
しゅうしょくさき み しゅうらいぞう
就職先を見つけることができるようになってほしい、という3つの将来像
しゅうそく
に収束しました。

おかやまし ほか きかん じっし とく く ふ ぎろん
そこで、岡山市やその他の機関が実施している取り組みを踏まえて議論を
ふか たぶん かきょうせい かんきょう せんもんてき そうだん
深め、このたび、「やさしい多文化共生の環境づくり」と「専門的な相談に
じょうほうていきょう りゅうがくせい しゅうしょくしえん ていげん
ついでの情報提供」、そして「留学生の就職支援」の3つを提言として
まとめました。

ていげん がいこくじんし みん ちいき いちいん あんぜん あんしん く
これらの提言が、外国人市民が地域の一員として、安全かつ安心して暮ら
つづ たぶん かきょうせいしゃかい じつげん いちじよ さいわ
し続けられる多文化共生社会を実現するための一助となれば幸いです。

2 おかやましがいこくじんしみんかいぎ いいん 岡山市外国人市民会議 委員

やくしよく 役職	なまえ 名前	こくせき ちいき 国籍・地域
いいんちょう 委員長	ゆん かぶちん 尹 甲辰	だいかんみんこく 大韓民国
ふくいいいんちょう 副委員長	かくれん じよぎよく 赫連 茹玉	ちゅうかじんみんきょうわこく 中華人民共和国
いいん 委員	だんて ろーれんす ねるそん DANTE LAURENCE NELSON	あめりかがっしゅうこく アメリカ合衆国
いいん 委員	ふえつてい ぬるした FETTI NURSITA	いんどねしあきょうわこく インドネシア共和国
いいん 委員	てつど えけりん TED EKERING	かなだ カナダ
いいん 委員	ちん けいてい 陳 惠貞	たいわん 台湾
いいん 委員	しゃ しんい 謝 芯怡	ちゅうかじんみんきょうわこく 中華人民共和国
いいん 委員	まはむど ええぬ えむ ぎ ひど うっでいん MAHMOOD A N M ZAHEED UDDIN	ばんぐらでしゅじんみんきょうわこく バングラデシュ人民共和国
いいん 委員	まびる ら か ゆ ご て い え MABIRE LA CAILLE GAUTIER	ふらんすきょうわこく フランス共和国
いいん 委員	ふ あん てい す えん PHAM THI XUYEN	べとなむしゃかいしゅぎきょうわこく ベトナム社会主義共和国

こくせき ちいき おんじゆん
国籍・地域の50音順による。

どういつこくせき ちいき ばあい なまえ おんじゆん
同一国籍・地域の場合は、名前の50音順による。

※委員の任期は令和5年1月19日～令和7年1月18日（2年間）

3 おかやまし ていげん 岡山市への提言

(1) やさしい多文化共生の環境づくり

- ・学校内で多様な価値観を尊重し合えるよう、教員への研修で、外国にルーツのある子どもたちの文化的背景への配慮についても学ぶ機会をつくる。
- ・より活発なコミュニケーションが生まれ、相互理解が深まるよう、日本人に向けたやさしい日本語講座に幅広い年代の人が参加できるようにしたり、外国人向けの日本語教室を充実させたりすると共に、多様な文化や価値観について知ることのできる機会を提供する。

(2) 専門的な相談についての情報提供

- ・行政で行われている様々な専門的な相談事業やそれらを使うための通訳サービスについて、外国人市民にあまり知られておらず、利用されていないという現状があるため、外国人市民に安心して生活してもらえよう、各外国人コミュニティの SNS で周知を行ったり、外国人市民が訪れる関係機関と協力するなどして、積極的に情報を伝える。

(3) 留学生の就職支援

- ・留学生が日本の就職活動のルール、スケジュール、ビジネスマナーや仕事で使う日本語について学ぶことのできる機会を設けるとともに、企業側も多様な文化を尊重し、多様性を生かせる風土を醸成することで、岡山市で就職したい留学生の希望を叶えやすい環境を整える。

Proposals to Okayama City

(1) Create an Environment of Thoughtful Intercultural Cohesion

- Provide opportunities during training for teachers to learn how to be sensitive to the cultural backgrounds of children with foreign roots, so that they can respect each other's diverse perspectives in school.
- Provide opportunities for more active communication to understand each other, such as plain Japanese classes for Japanese residents of all ages and enhancing Japanese classes for international residents, to learn about diverse cultures and perspectives.

(2) Provide Information about Professional Consultations

- Okayama City has provided various professional consultation and translation services, but they have not been widely used because the services are not well known among foreign residents in Okayama City. Therefore, in order to make foreign residents feel more comfortable living in the city, the city should be more active in sharing information through the communities of each country on social media or by cooperating with related institutions used by foreign residents.

(3) Employment Support for Overseas Students

- Provide opportunities for overseas students to learn the rules and scheduling for job search, business etiquette and business Japanese. Also, encourage companies to create an atmosphere that respects and utilizes the diversity for their business to create an environment where overseas students who wish to work in Okayama City can realize their wish.

致冈山市的建议

（1）创造和谐友好的多文化共生环境

- 在学校，能够互相尊重各种不同的价值观。通过研学机会让教职员工了解并能周全照顾到外国孩子们的异国文化、背景、习惯等。
- 创造更加活跃的互动交流机会，深化对彼此的相互理解。面向日本人举办简明日语讲座，召集广泛年龄层人士积极参与学习，面向外国人提供内容充实的日语学习教室。与此同时，提供机会让所有市民更多了解多样文化与不同价值观。

（2）提供专门咨询的相关信息

- 由于行政工作所提供的各种专门咨询以及相关翻译业务并未普及到所有外国人市民，所以现状是没有受到广泛利用。为了能够让外国人市民安心生活，可在各外国人的交流群 SNS 里发表相关信息广而告之，或者委托外国人常利用的相关机构合力协助等，应该尽全力积极主动传播信息。

（3）向留学生提供就职支援

- 为留学生安排各种机会，对日本就职活动中须遵守的规则、相关计划安排、商务礼节以及在工作中使用的专业日语等知识能够进行系统学习。同时，企业方也应该尊重多样文化，营造良好环境使多样性风土人情生机勃勃。为希望在冈山市就职的留学生打造梦想成真的舞台。

致岡山市的建議

(1) 創造和諧友好的多文化共生環境

- 在學校，能夠互相尊重各種不同的價值觀。通過研學機會讓教職員工瞭解並能周全照顧到外國孩子們的異國文化、背景、習慣等。
- 創造更加活躍的互動交流機會，深化對彼此的相互理解。面嚮日本人舉辦簡明日語講座，召集廣泛年齡層人士積極參與學習，面嚮外國人提供內容充實的日語學習教室。於此同時，提供機會讓所有市民更多瞭解多樣文化與不同價值觀。

(2) 提供專門諮詢的相關信息

- 由於行政工作所提供的各種專門諮詢以及相關翻譯業務并未普及到所有外國人市民，所以現狀是沒有受到廣泛利用。為了能夠讓外國人市民安心生活，可在各國外國人市民的交流群 SNS 上發表相關信息廣而告之，或者委托外國人常利用的相關機構合力協助等，盡全力積極主動傳播信息。

(3) 向留學生提供就職支援

- 為留學生安排各種機會，對日本就職活動中須遵守的規則、相關計劃安排、商務禮節以及在工作中使用的專業日語等知識能夠進行系統學習。同時，企業方也應該尊重多樣文化，營造良好環境使多樣性風土人情生機勃勃。為希望在岡山市就職的留學生打造夢想成真的舞臺。

Đề xuất gửi đến Ủy ban thành phố Okayama

(1) Xây dựng môi trường cộng sinh đa văn hóa một cách hài hòa.

- Để có sự tôn trọng đa dạng các giá trị quan trọng trong trường học, chúng tôi sẽ có các buổi đào tạo cho giáo viên giúp họ có cơ hội học tập, hiểu rõ về nền văn hóa của những học sinh đến từ nước ngoài.
- Để có cơ hội giao tiếp tích cực hơn và tăng cường sự hiểu biết lẫn nhau, chúng tôi có các khóa học tiếng Nhật đơn giản ở mọi lứa tuổi dành cho người Nhật, và tăng cường mở rộng các lớp học tiếng Nhật dành cho người nước ngoài, đồng thời sẽ đưa ra cơ hội hiểu biết về sự đa dạng văn hóa và giá trị quan.

(2) Cung cấp thông tin về tư vấn chuyên môn

- Thành phố đang cung cấp dịch vụ tư vấn chuyên môn và phiên dịch nhưng chúng chưa được sử dụng rộng rãi do công dân người nước ngoài không biết đến nhiều và chưa sử dụng dịch vụ này. Do đó để công dân người nước ngoài cảm thấy an tâm hơn khi sinh sống trong Thành phố chúng tôi sẽ nỗ lực truyền đạt thông tin một cách tích cực thông qua việc thông báo trên SNS của cộng đồng người nước ngoài, và hợp tác với các tổ chức liên quan mà công dân người nước ngoài thường đi đến.

(3) Hỗ trợ việc làm cho sinh viên Quốc tế

- Tạo dựng cơ hội cho sinh viên Quốc tế được học về quy tắc và lịch trình tìm kiếm việc làm, văn hóa kinh doanh cũng như tiếng Nhật sử dụng trong công việc tại Nhật Bản. Đồng thời phía các doanh nghiệp cũng tôn trọng sự đa dạng văn hóa và nuôi dưỡng phát huy những đặc trưng của sự đa dạng đó, điều này nhằm tạo ra môi trường thuận lợi giúp đáp ứng được nguyện vọng của sinh viên Quốc tế mong muốn làm việc tại Thành phố Okayama.

오카야마시의 제안

(1) 다문화 상생의 환경 조성

- 학교 내에서 다양한 가치관을 서로 존중할 수 있도록 교원 연수를 통해 외국에 뿌리가 있는 아이들의 문화적 배경 대한 배려에 대해서도 배울 수 있는 기회를 만든다.
- 보다 활발한 커뮤니케이션이 이뤄지고 상호 이해가 깊어질 수 있도록 일본인을 대상으로 한 쉬운 일본어(야사시이 니혼고) 강좌에 폭넓은 연령대의 사람들이 참가할 수 있도록 하거나, 외국인을 위한 일본어 교실을 확충하는 동시에 다양한 문화나 가치관에 대해 알 수 있는 기회를 제공한다.

(2) 전문적인 상담에 대한 정보 제공

- 행정에서 이루어지는 다양한 전문적인 상담사업과 이들을 이용하기 위한 통역서비스가 외국인 시민들에게 잘 알려져 있지 않아 이용되고 있지 않은 상황이므로 외국인 시민들이 안심하고 생활할 수 있도록 각 외국인 커뮤니티의 SNS 등을 통해 홍보하거나 외국인 시민들이 방문하는 관계 기관과 협력하여 적극적으로 정보를 전달한다.

(3) 유학생의 취직 지원

- 유학생들이 일본의 취직 활동의 료, 스케줄, 비즈니스 매너나 업무 중에 사용하는 일본어에 대해 배울 수 있는 기회를 마련하는 것과 동시에, 기업에서도 다양한 문화를 존중하고 다양성을 살릴 수 있는 풍토를 조성하여 오카야마시에 취직하고 싶은 유학생들의 희망이 이뤄지기 쉬운 환경을 만든다.

4 おかやましがいこくじんしみんかいぎ 岡山県 岡山市外国人市民会議における審議 しんぎ

(1) やさしい多文化共生の環境づくり

① 学校に關係するもの

げんじょう とりぐみ 現状・取組など

- ・教育委員会や学校では、日本語教育担当者を中心に組織的な支援を目指しており、日本語指導が必要な子どもがいる学校では、日本語指導者が、必要に応じて日本語指導支援員と協力しながら日本語指導を行っている。
- ・教育委員会では、日本語教育担当者など日本語指導に関わる先生を対象とした、外国にルーツのある子どもたちのサポートや日本語指導について学ぶ研修を行っている。



おも いけん 主な意見

- ・教員を対象とした研修において、日本語指導だけでなく文化への配慮についても学ぶ機会をつくってほしい。
- ・「日本語指導」という名称になっているので、日本語指導だけでなく多文化共生を推進するためには「多文化」という言葉を使った名称にしてはどうか。



いけん 意見のまとめ

- ・学校内で多様な価値観を尊重し合えるよう、教員への研修で、外国にルーツのある子どもたちの文化的背景への配慮についても学ぶ機会をつくる。

② 外国人市民が日本語や日本文化について学ぶこと、日本人への啓発に 関係するもの

現状・取組など

- ・岡山市を事業主体とする外国人市民のための日本語教室を6月から開設している。
- ・日本文化体験交流会や異文化体験交流会を開催している。
- ・やさしい日本語講座や国際理解出前講座を開催している。

主な意見

- ・日本の文化を知るだけでなく、互いの文化を知ることができたらよい。
- ・多様な価値観を認めあい、互いに尊重でき、信頼関係を築ける交流会となるとよい。
- ・国際理解出前講座は、子どもたちの外国人へのイメージが変わるよい機会になるので、小学生だけでなく中学生や高校生にも対象を拡大してはどうか。
- ・やさしい日本語講座について、20代、30代くらいの人も参加できるように工夫をしてほしい。

意見のまとめ

- ・より活発なコミュニケーションが生まれ、相互理解が深まるよう、日本人に向けたやさしい日本語講座に幅広い年代の人が参加できるようにしたり、外国人向けの日本語教室を充実させたりすると共に、多様な文化や価値観について知ることのできる機会を提供する。

(2) 専門的な相談についての情報提供

現状・取組など

- ・岡山市では「岡山市外国人総合相談窓口」や「多言語テレビ通訳サービス」を行っており、専門的な相談が受けられる場所を紹介したり、通訳サービスを行ったりしている。
- ・労働問題については、岡山労働局が「外国人労働者相談コーナー」を開設している。
- ・心理的サポートが必要な方には、各地区の保健センターで「こころの健康相談」を実施している。予約をすれば「多言語テレビ通訳サービス」の利用も可能。
- ・医療については、救急時には「119番通報時の多言語通訳サービス」が利用できる。大きな病院にかかる時は「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」から通訳サービスを利用できる病院を探すことができる。
- ・様々なトラブルについての相談は、内容に応じて、無料法律相談や警察、区役所の区民相談などを紹介している。

主な意見

- ・行政では、こころの健康相談や119番通報時の多言語通訳サービスなど様々な取組を行っているが、外国人市民にあまり知られていない。
- ・市役所や病院では、通訳や遠隔通訳の取組を行っているので、安心して相談に行けることを周知してほしい。
- ・各国・地域の人が見ているSNS（Facebook、Instagram、TikTok、Wechatなど）で外国人コミュニティのメンバーから情報を発信してもらえると、広く情報を伝えることができるのではないかと。
- ・広島出入国管理局岡山出張所と連携し、在留カードの更新の際に様々な情報提供ができるとよい。

意見のまとめ

- 行政で行われている様々な専門的な相談事業やそれらを使うための通訳サービスについて、外国人市民にあまり知られておらず、利用されていないという現状があるため、外国人市民に安心して生活してもらえるよう、各外国人コミュニティのSNSで周知を行ったり、外国人市民が訪れる関係機関と協力するなどして、積極的に情報を伝える。

(3) 留学生の就職支援

現状・取組など

- 岡山市では2024年度から取組を強化し、従来から実施している企業向けの外国人材受入セミナーのほか、市内企業の外国人雇用の実態、ニーズ等についてのアンケート調査、外国人留学生のための就職セミナー、企業との交流会などを行っている。

主な意見

- 留学生の場合、大学や専門学校での専攻が従事しようとする業務に必要な知識や技術に関連していないと在留資格を得るのが難しい。
- 企業や経営者のための、多様性を受け入れ、また、多様性を生かすためのトレーニングを行うことが必要。
- 日本の独特な就職のスケジュールやルール、ビジネスで使う日本語やマナーについて、留学生が理解することが必要。
- 就職にあたっての選考プロセスや必要な資格などを明確に示してほしい。

意見のまとめ

- 留学生が日本の就職活動のルール、スケジュール、ビジネスマナーや仕事で使う日本語について学ぶことのできる機会を設けるとともに、企業側も多様な文化を尊重し、多様性を生かせる風土を醸成することで、岡山市で就職したい留学生の希望を叶えやすい環境を整える。

5 しりょう 資料

(1) 会議の日程

	日時	内容
第1回	2023年 1月19日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱書交付 ・ 正・副委員長の選出 ・ 協議
第2回	6月16日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人市民が生活する上での課題について ・ 岡山市多文化共生社会推進プランの改訂について
第3回	9月29日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回会議で出た課題の現状説明 ・ 提言のテーマ決め
第4回	12月18日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山市多文化共生社会推進プランの素案について
第5回	2024年 3月11日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言のテーマ「わかりやすい日本語」について
第6回	8月26日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言のテーマ「わかりやすい日本語」の提言の案について ・ 提言のテーマ「専門家による相談サポート」について
第7回	10月17日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言のテーマ「専門家の相談サポート」の提言の案について ・ 提言のテーマ「留学生の就職支援」について
第8回	11月28日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人市民会議第7期での意見のとりまとめについて
	2025年 1月7日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言の提出

(2) 岡山市における外国人市民の数

国籍・地域	人数
中国	4,073
ベトナム	4,060
韓国	2,030
インドネシア	1,098
フィリピン	879
ミャンマー	873
ネパール	698
タイ	246
バングラデシュ	240
ブラジル	223
スリランカ	183
米国	180
カンボジア	155
朝鮮	154
パキスタン	142
台湾	114
インド	91

国籍・地域	人数
英国	66
マレーシア	52
ペルー	36
カナダ	35
モンゴル	34
フランス	33
ラオス	33
オーストラリア	31
ロシア	31
トルコ	24
アフガニスタン	19
イタリア	19
マリ	19
ニュージーランド	19
ナイジェリア	16
ドイツ	15
ガーナ	14

国籍・地域	人数
ボリビア	10
ウクライナ	10
エジプト	9
オランダ	8
チリ	7
イラン	7
ポーランド	7
チュニジア	7
カメルーン	6
ヨルダン	6
メキシコ	6
ルーマニア	6
アイルランド	5
ケニア	5
スウェーデン	5
ジンバブエ	5
無国籍	12
その他 (49 各国)	449

総合計 (99 各国)	16,152
-------------	--------

2024年9月末現在 住民基本台帳

人数が同じ場合は、国籍・地域の50音順による

その他 (49 各国) の国籍・地域				
アルゼンチン	コスタリカ	スロバキア	パラグアイ	マダガスカル
ウズベキスタン	コロンビア	セネガル	ハンガリー	マラウイ
エクアドル	コンゴ民主共和国	セルビア	フィンランド	南アフリカ共和国
エチオピア	サウジアラビア	タンザニア	ブルガリア	南スーダン共和国
エルサルバドル	ジャマイカ	デンマーク	ブルネイ	モーリタニア
オーストリア	シリア	トリニダード・トバゴ	ベナン	モルドバ
ガボン	シンガポール	トンガ	ベネズエラ	モロッコ
ギリシャ	スイス	ニカラグア	ベルギー	リトアニア
グアテマラ	スーダン	ノルウェー	ボツワナ	ルワンダ
クロアチア	スペイン	ハイチ	ポルトガル	

(3) 岡山市外国人市民会議設置条例

平成23年3月16日

市条例第13号

改正 平成24年3月26日市条例第15号

令和4年3月17日市条例第11号

(設置)

第1条 地域社会の構成員である外国人市民の生活上の諸問題及び多文化共生社会の実現に関する必要事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市外国人市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 外国人市民施策に関すること。
- (2) 外国人市民の人権に関すること。
- (3) 外国人市民への支援に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 外国人市民の生活上の諸問題等に関し知識、経験又は学識経験を有する者
- (2) 年齢満18歳以上である者
- (3) 本市の区域内において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により記録されている者のうち日本の国籍を有しない者であって、記録された期間が継続して1年以上あるもの
- (4) 日本語会話能力を有する者
- (5) 市政に関心があり、地域又は他の外国人との交流が盛んで、まちづくりについての積極性を有する者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に準ずると認める者を委員に委嘱することができる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 市民会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、関係者に対し資料を提出させ、又は会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の

代表として、職務を遂行しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議

に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年市条例第15号)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

2 本市の区域内において住民基本台帳法第5条の規定により記録されている者であって、

きろく きかんおよ はいしまえ がいこくじんとうろくほう しょうわ ねんほुरりつだい ごう だい じょう きてい
記録された期間及び廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の規定により
とうろく う きかん けいぞく きかん ごうけい ねんいじょう もの だい じょうだい こうだい
登録を受けた期間が継続し、かつ、それらの期間の合計が1年以上ある者は、第4条第1項第
ごう きてい ようけん み
3号に規定する要件を満たすものとみなす。

ふ そく れいわ ねんし じょうれいだい ごう
附 則（令和4年市条例第11号）

じょうれい れいわ ねん がつついたち しこう
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

へんしゅう おかやましがいこくじんしみんかいぎ
編集 岡山市外国人市民会議

はっこう おかやまししみんきょうどうきょくしみんきょうどうぶこくさいか
発行 岡山市市民協働局市民協働部国際課

〒700-8544 おかやましきたくだいくいっちょうめ ばんごう
岡山市北区大供一丁目1番1号

でんわ
電話 086-803-1112

おかやましがいこくじんしみんかいぎ ページ
岡山市外国人市民会議Webページ

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000012979.html>